



公益財団法人

かながわ生き活き市民基金

Kanagawa Lively Citizens Fund

## 第12期福祉たすけあい基金

### 募集要項

(2019年8月助成)

申請受付期間：2019年4月22日～2019年5月24日

## 1.福祉たすけあい基金の趣旨・目的

- ① 福祉たすけあい基金は、これからの地域社会を創っていくために、市民自らが福祉事業や福祉活動の主体となっていくこと、そしてその基盤となる市民同士のたすけあう自発的（ボランティア）な世界を豊かにしていくことを目指して設置したものです。
- ② 福祉たすけあい基金の助成金は、市民一人ひとりから毎月（毎年またはその都度の寄付もあります）、寄付をしていただき、おおぜいの力でまとまった額の基金を作り出すのがこの基金の特徴です。市民の持っている力を出し合って市民社会を創っていくための基金です。

## 2.助成対象分野

- ① 福祉、たすけあいの事業や活動、並びにそれらに関連した人間の生活の質の向上を目的とした自発的な（ボランティア）な活動に助成します。

## 3.助成対象となる団体

- ① 神奈川県内で地域課題の解決や地域社会の発展に寄与するために非営利で福祉、たすけあいの事業や活動を実践している市民事業・活動団体及び市民グループ。
- ② 県外の活動への助成申請の場合は、活動団体の本拠地が神奈川県内にあり、神奈川へ活動を還元できる市民事業・活動団体及び市民グループ。
- ③ 法人格の有無は問いません。
- ④ 以下のいずれにも該当しない団体
  - ・個人的な活動や趣味的なサークルなどの団体
  - ・政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体
  - ・反社会的勢力と関係のある団体
- ⑤ かながわ生き生き市民基金が行う 2018 年度福祉たすけあい基金から助成を受けた事業・活動は対象外です。
- ⑥ かながわ生き生き市民基金が行う他の助成プログラムとの同時申請はできません。
- ⑦ 事前相談への参加が必須です。

## 4.助成対象となる事業

- ① 地域の福祉課題の解決やたすけあいの活動、またそれらに関連した自発的（ボランティア）な文化や活動の普及等のための、「新規事業・活動の立ちあげ」、「既存の事業・活動の拡大」、「既存事業・活動の運営維持」、「市民の共感を広げる事業・活動」等とします。
- ② 助成対象は事業・活動に必要な費用とします。設備等への助成のほか、事業運営に必要な経費に充当されるもののうち、スタッフの活動のためにかかる費用や運営経費などのランニングコストも対象となります。
- ③ また中間支援機能を積極的に育成するために、中間支援組織のこの基金の目的に合致した地域でのコーディネート費用やリーダー育成費用などを助成対象とします。
- ④ また市民団体の政策提言や意見反映のための活動（アドボカシー）やそのための調査活動も助成対象

とします。

⑤助成金の対象は2019年9月～2020年8月までに実施される事業・活動とします。

⑥スタッフの活動のためにかかる費用等の人件費の申請については、以下を基準とし対象とします。

a. 申請事業・活動に直接関わる人件費のみ対象とします。

b. 人件費を含む助成申請は、申請団体が人件費の財源確保の見通しがあり、助成後、継続的に事業・活動を行えると選考委員会が判断した際に助成します。人件費を含む申請は申請書内【5】へ、財源確保の見通しを記載していただきます。

c. 単なる人件費補填と思われるものは助成対象外とします。

d. 人件費の算出根拠が明確にされていない場合は助成対象外とします。

⑦申請事業・活動について、福祉たすけあい基金以外で助成金、補助金等を受ける場合は助成対象外です。

## 5.募集時期

・2019年4月22日(月)～5月24日(金) 17:00必着

## 6.助成額と制限

① 第10期助成総額は、400万円です。

② 一件の助成上限金額を100万円とします。

③1団体1申請とします

## 7.選考方法

①選考は、かながわ生き活き市民基金が設置する選考委員会にて行います。

②選考委員会にて、申請書をもとに書類選考を行います。

③選考審議により、助成が決まった場合でも申請金額より下回る場合もあります。

## 8.選考基準

①福祉たすけあい基金の趣旨と条件に合致していること。

②目標、事業・活動計画、事業予算、助成金の使いみち(方針)が明確で、妥当なものであること。

## 9.評価のポイント

・選考においては、以下を評価ポイントとし考慮して選考を進めます。

①解決する地域課題と解決策の道すがりが明快

- ・取り組む地域課題、社会問題と解決策である申請事業・活動が明快で、一貫性がある
- ・ニーズに即した活動を行っている。

② 課題や事業・活動の先駆性

- ・社会で見落とされがちな価値、地域課題やまだ注目されていない大切な価値を可視化させる可能性がある。
- ・他のモデルとなる可能性がある。

③ 社会や地域を巻きこむ参加性

- ・社会的な課題解決に向けた提案・行動を社会に対して行う視点がある。
- ・一部の人だけの活動に留まらずさまざまな立場の人が参加できる可能性を持ち、市民同士の交流・

協同や市民、地域を巻き込んで事業・活動を行っている、または可能性がある。

#### ④ 運動・活動の持続性

- ・持続的な事業運営や活動が期待できる。
- ・課題解決に向けた運動の持続性がある。
- ・申請の事業・活動が地域に根付いている、または地域に根付く可能性がある。
- ・課題解決や事業・活動を行う意志、意識が団体内や地域に継承されている、または継承される可能性がある。

#### ⑤ 課題に対する事業・活動の有効性

- ・課題の解決、社会や対象地域、参加者等への効果や変化が期待できる、または可能性がある。
- ・今後の展望が期待できる。

### 10.申請方法

- ・所定の申請書に必要事項を記入の上、簡易書留で郵送するかご持参下さい。※ご持参頂ける際は、事務局まで予めご一報ください。
- ・申請書は、かながわ生き活き市民基金ホームページからダウンロードして頂くか、ご連絡頂いた際に郵送等でお送りします。

### 11.助成決定と助成時期

- ①助成決定は2019年8月を予定しており、決定しだい申請団体へ結果を通知します。
- ②助成が決定した団体は2019年8月下旬までに団体が指定する口座へ振込にて助成します。

### 12.助成金贈呈式・活動交流会

- ①助成が決まった団体は、目録の贈呈を行います。
- ②助成金贈呈式・活動交流会は2019年12月頃を予定します。

### 13.報告書提出及び報告会

- ①報告書は2020年9月中に提出

### 14.その他

- ・選考に際してヒヤリングや現地訪問、追加資料の提出を求めさせていただくことがあります。
- ・当基金のホームページや情報誌に活動状況を掲載させていただくことがあります。
- ・選考委員に申請団体と利害関係者がいる場合は、「かながわ生き活き市民基金助成事業の選考に関する規程」において、当該選考委員を利害関係のある選考審査から外して選考を行うことを規定しており、該当するケースがあった場合はそのように運用します。
- ・市民基金の趣旨として、地域課題に取り組む団体を市民の互助の力で支援していくことがあるため、助成対象団体からは毎年1,200円のご寄付をお願いします。

**【連絡先】** 公益財団法人かながわ生き生き市民基金

住所： 〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-2-15 パレアナビル 6F

TEL : 045-620-9044                      FAX : 045-620-9045

mail: [info@lively-citizens-fund.org](mailto:info@lively-citizens-fund.org)